

広報 EBETSU えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 2 新年のごあいさつ
- 4 特集 経営再建への取り組み
- 8 始まります！ 税の申告受付
- 11 新型コロナワクチン 最新情報 ほか
- 12 令和5年度 会計年度任用職員の募集
- 27 マイナンバーカード申請サポートキャンペーン

2023

1

vol.999

元気いっぱい！
おもちつき

よつば保育園の餅つき大会。「よいしょ！」
「がんばれー！」と元気いっぱいのかげ声に
包まれ、園児たちはぺったんぺったんと楽し
そうに餅をつきました。ついたお餅は鏡餅に
して園に飾られました。(12月7日撮影)



江別市議会議長
宮本 忠明

Miyamoto
Tadaaki



江別市長
三好 昇

Miyoshi
Noboru

新年のぞいあひまつ

謹賀新年

新年あけましておめでとうございませう。

市民の皆さまには、日頃から市政各般に深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの相次ぐ変異やそれに伴う感染拡大、過去に例を見ない大雪約30年ぶりとなる原油・物価高騰などが、市民生活や市内経済に大きな影響を及ぼしたほか、ロシア連邦によるウクライナ侵攻では、数多くの一般市民の尊い人命が奪われ、平和都市宣言をする市として、平和の大切さを再認識した1年でございました。

新年あけましておめでとうございませう。
市民の皆さまには健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より、市議会の活動に対しまして温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
昨年も新型コロナウイルス感染症の影響で、江別市民夏まつりの中止をはじめ、市主催の行事やイベントも中止や制限を受けました。
そのような中、えべつやきもの市や江別市平和のつどい、江

た。

特にコロナ関連では、感染力の強いオミクロン株が報告され、前年に続き、医療関係者をはじめ、市民の皆さまにご協力をいただきながら、ワクチン接種などの感染症対策を進めることができ、改めて感謝申し上げます。

多大な影響を及ぼした大雪につきましましては、雪対策関連事業の見直しを行い、「安全・安心な冬の暮らしの確保」につなげてまいります。

長年の課題でありました「北海道林木育種場旧庁舎」は、「サッポロ珈琲館 江別(Rinboku)」として再生され、「は

別シルバーウィーク、市民文化祭などを開催することができました。

また、市の歴史的建造物で登録有形文化財の北海道林木育種場旧庁舎の利活用による店舗オープンに加え、各小中学校の行事や地域行事も徐々に再開されるなど、明るい兆しも見えております。

他方、市議会では、感染症対策を徹底し、本会議や委員会などを継続しております。各常任委員会の所管施設調査や道外への先進地行政調査なども再開し

やぶさ運動広場」は「都市と農村の交流センターえみくる」に移転し、少年野球の聖地として誕生しました。また、市民団体からの要請もありました、性的少数者への配慮については、道内2例目となる「パートナーシップ宣誓制度」を開始いたしました。

さて、今年は今総合計画の最終年であり、課題として取り組んできた人口減少対策に関する各種施策を進めるほか、民間事業者のアイデアのもと遊休未利用地の有効活用を図ってまいります。

また、市立病院は、道に指定された「新型コロナウイルス感

たほか、市議会の活動を知っていただき、ご意見を伺う「市民と議会の集い」も3年ぶりに開催し、雪対策をはじめ市政全般について、広く意見交換をすることができました。

さて、市の現総合計画は令和5年度で終了し、来年4月から第7次総合計画による江別市の新たなまちづくりが進められます。

「市立病院の経営再建」、「市役所本庁舎の建て替え」、「江別駅周辺の活性化」など、市政全般にわたり多くの行政課題が山

感染症重点医療機関」及び「受入協力医療機関」としての役割を果たすとともに、新病院事業管理者のもと、再建に向けたロードマップに沿って経営改善に努めてまいります。

今後におきましても、コロナ禍や物価高騰対策のほか、デジタル化やゼロカーボンシティ推進に向けた取り組みにつきましても積極的に進めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新たな年が市民の皆さまにとって輝かしい1年となりますよう、心から祈念申し上げます。

積しております。

今年4月で、私も議員は現任期の満了を迎えますが、改選後においても、市民の皆さまの負託やご期待に応えるため、議決機関としての役割をしっかりと果たしてまいります。

本年も市議会に対しまして、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が皆さまにとりまして幸多き年となりますことを祈念申し上げます。

市への功績をたたえて

市では、永年にわたって江別市の振興と発展に尽力された方や、経済、社会、文化などの興隆に寄与された方の努力と功績をたたえ、表彰を行っています。今年は、市政功労者1名のほか、市政功績者5名、貢献賞受賞者4名を表彰しました。 ※年齢は表彰式時点

〔詳細〕 総務部総務課 ☎ 381-1005

市政功労者



ふるかわ あつこ
古川 淳子さん
(82歳)

平成21年8月からの6年間、江別市男女共同参画審議会会長を務められ、男女共同参画の実現と普及を目指し尽力されました。また、江別市特別職報酬等審議会委員、江別市民健康づくり推進協議会委員、江別市立学校学校評議員などを務められ、幅広い分野において市勢の発展に大きく貢献されました。

市政功績者



くどう ゆうぞう
工藤 祐三さん
(85歳)

昭和51年5月から現在に至るまでの永きにわたり、江別市水上安全赤十字奉仕団副委員長、委員長などの要職を歴任され、社会奉仕の精神をもって、本市の社会福祉の向上と推進に尽力されています。



さとう つとむ
佐藤 功さん
(85歳)

平成7年5月からの永きにわたり江別市自治会連絡協議会理事、副会長、会長などの要職を歴任され、自治振興の分野において多大な尽力をされました。

市政功績者



なかた きよし
中田 清さん
(82歳)

平成3年2月から現在に至るまでの永きにわたり、社会福祉法人北海道友愛福祉会の役員を務められ、その間、常務理事、評議員、理事長などの要職を歴任され、市民の福祉向上に尽力されています。



たはら くみこ
田原 久美子さん
(82歳)

昭和59年4月から現在に至るまでの永きにわたり社会奉仕の精神をもって江別更生保護女性会理事、事務局長、会長などの要職を歴任され、市の民生福祉の向上に尽力されています。



いがらし ゆきえ
五十嵐 幸江さん
(81歳)

平成5年から平成30年まで25年の永きにわたり、江別地区保護司会事務局長、副会長、会長などの要職を歴任され、社会奉仕の精神をもって、本市の民生福祉の向上に尽力されました。

江別市貢献賞



たなか みちお
田中 道男さん
(83歳)

平成7年から現在に至るまでの永きにわたり、江別市子ども会育成連絡協議会理事を務められ、青少年の健全な育成に尽力されています。また、保護司、民生委員・児童委員を歴任され、地域福祉の伸展に尽力されました。



たかはし やすお
高橋 安雄さん
(82歳)

昭和54年から現在に至るまでの間に、東野幌団地自治会副会長、会長を務められたほか、平成20年から現在に至るまでの間に、江別市自治会連絡協議会監事、理事を務められており、自治振興の分野において多大な尽力をされています。



ましま きえこ
眞島 紀恵子さん
(82歳)

昭和61年から平成16年までの18年の永きにわたり、民生委員・児童委員、主任児童委員を歴任され、社会奉仕の精神をもって市民の立場に立った助言、支援を行うなど、市の民生福祉の向上に大きく貢献されました。



おくむら みつひさ
奥村 光久さん
(71歳)

平成元年から令和2年まで江別市消防団北部分団の副分団長、分団長を歴任されるなど、奉仕の精神をもって献身的に消防団業務にあたり、日夜地域住民のために尽力し、本市の消防活動の伸展に大きく貢献されました。



特集

経営再建への取り組み

医療機関の役割分担と地域医療連携

医療を継続するため 外来機能の分担

市立病院は、地域において必要とされる医療を持続的に提供できる体制を確保しつつ、経営再建を着実に推進するため、令和3年3月に「経営再建計画」を策定しました。計画に基づき、「地域の医療をつなぎ、地域に密着した医療を提供し、地域の発展に貢献する病院」の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めています。

市立病院が地域において担うべき医療は、主に手術や入院治療が必要な方、専門的な検査が必要な方へ対応することであると考えており、限られた医療資源を効率的に活用し、これらの医療を継続するために、外来機能の分担に取り組んでいます。

【主な取り組み】

- かかりつけ医との役割分担を進め、紹介・逆紹介の増加を図る（左ページ参照）

- 「初診時選定療養費」（用語解説①）の水準を見直す

- 総合病院として複数の診療科を維持しつつ、市立病院が担うべき医療に重点的に取り組む

- 国が進める「紹介受診重点医療機関」（用語解説②）となるための準備を進める

- 新型コロナウイルス感染症のまん延などを踏まえ、感染症医療を地域の医療機関と連携を図り適切に対応する

用語解説① 初診時選定療養費とは

「初期の診察はかかりつけ医で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的として国が定めた制度で、200床以上の病院では、紹介状を持たずに外来受診する患者に対して、保険診療費とは別に徴収することが認められている料金が、「初診時選定療養費」です。

令和4年7月から初診時選定療養費を改定

市立病院では、平成14年4月に導入して以降、改定していませんでしたが、国が進める方向性を踏まえて、地域のかかりつけ医との連携を強化し、入院前後の外来や高度医療機器などを必要とする外来を中心に取り組むため、令和4年7月から内科全般を対象に400円から1,500円（税抜き）に改定しました。

内科医は限られた人数で、通常の外来のほかに発熱外来、入院管理、日当直などを担っており、病状が安定している方や投薬が中心の方はかかりつけ医にお願いし、市立病院は紹介患者や救急患者などの受け入れを一層推進することを目的としています。

※ 救急搬送された方、公費負担受給対象者、休日当番病院の受診などは徴収対象外

過去に掲載した内容は、下のQRコード（市立病院ホームページ）からご覧ください。



☎ 382-5151
【詳細】市立病院経営改善担当

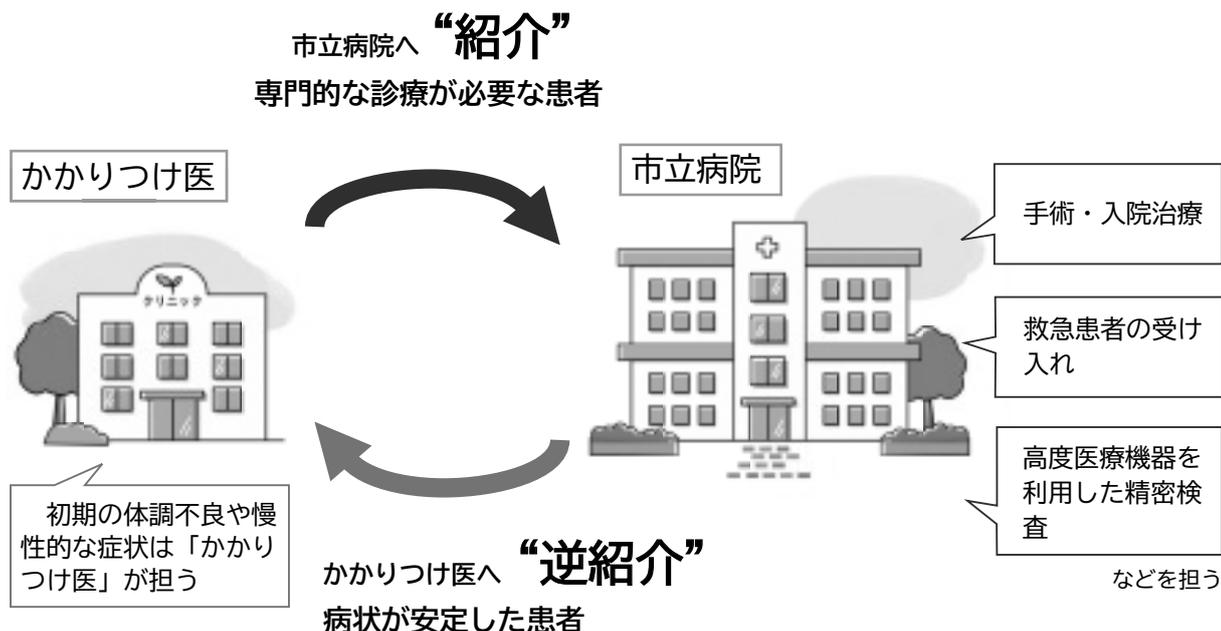
国の推進に基づく かかりつけ医との役割分担

地域のかかりつけ医と適切に外来機能を分担することで、市立病院にしかできない医療に力を入れることができます。

また、外来での待ち時間の短縮や勤務医の外来診療業務負担の軽減などの効果も見込まれ、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障費の増大と、医療や介護などの需要と供給のバランスが崩れることが懸念される、いわゆる2025年問題に対応するためにも重要な取り組みであると考えています。

患者が外来受診をする際、まずは地域のクリニック（診療所）などのかかりつけ医を受診し、かかりつけ医は、入院治療や手術などの必要に応じて、入院病床や高度医療機器を保有する市立病院などを紹介します。患者は、市立病院などで治療を受け、状態が落ち着くと、逆紹介により地域のクリニックなどへの受診に戻ります。このように、地域の医療機関が適切に役割分担を行うことで、それぞれの強みを活かした医療を提供することができるようになります。

【かかりつけ医と市立病院の役割分担】



地域の医療機関と連携を図るため 江別医師会研修会を開催しました

10月18日に、江別医師会と市立病院の共催で、第7回江別医師会研修会を開催しました。3年ぶりに開催され、会場での開催とWEB配信を行いました。

副題を「地域医療連携を考える会」とし、市立病院から認知症疾患医療センター長 松山清治医師、事業管理者 長谷部直幸医師が講演を行いました。地域の医療機関と市立病院の連携を図るには、医師同士の「顔が見える連携」が欠かせないため、今後も継続して取り組みます。



用語解説② 紹介受診重点医療機関とは

紹介された患者への外来診療を基本とする医療機関です。一般病床200床以上の病院に限られ、紹介状を持たない患者などの外来受診時に定額負担を求めることで、医療機関の役割分担を図ろうとするものです。

国では、かかりつけ医機能を強化するとともに、外来機能の明確化・連携を進めていくため、患者の受診の流れの円滑化を図り、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目した、「紹介受診重点医療機関」の明確化を進めています。

【医療資源を重点的に活用する外来イメージ】

- 入院前後の外来
- 高度医療機器・設備を必要とする外来（がん化学療法など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来など）

地域医療における役割

江別市病院事業管理者 長谷部直幸医師に、地域医療に対する考え方を伺いました。

地域医療に対する考え

市民の皆さまが地域での生活を続けるためには、新たな脅威となっている新型コロナウイルス感染症への対応を含め、各医療機関の連携による地域完結型の医療提供体制が必要であり、その構築をするには、連携強化と機能分化が不可欠です。市民の皆さまの視点に立って、幅広い連携体制を確立しながら、地域医療を提供

していくことが基本と考えています。

地域医療における市立病院の位置づけ

私が昨年4月に市立病院に着任してから、各医科大学など、多数の施設を訪問し、市民の皆さまとの対話集会にも出席させていただきました。その中で市立病院への期待が高いことを実感し、急性期医療の提供はもろろんのこと、予防医療や緩和医療など、果たすべき役割の大きさを痛感しました。

市の医療提供体制や受療動

向の特性として、多くの診療所があり外来医療が充実していること、がんの患者さまなどの入院における市外流出が顕著であること、救急受け入れ体制が縮小していることなどが挙げられています。

一定程度は札幌市内の医療機関との連携が必要ですが、年間千件以上の救急車を受け入れていることや、今後ますます高齢化が進展する中、がん闘う高齢の患者さまが札幌市まで通院しなければならぬ現状を考えると、300床以上の病床を持つ市立病院には、市民の皆さまが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、公立病院として必要な医療提供体制を維持する責務があると考えています。

そのための役割として、①急性期の入院治療 ②地域の医療機関と連携した救急医療 ③がんをはじめとする一定の専門医療 ④市内唯一の病床を持つ小児医療 ⑤市内唯一の分娩施設としての周産期医療 ⑥認知症に欠かせない精神医療などがあげられます。

経営再建に向けた職員の機運の高まり

経営再建に向けた職員の機

運は高まっています。全ての職員の情熱と英知を結集して再建を成し遂げる姿勢が重要と考え、多くの改革プロジェクトを実施して、各職員のモチベーションを上げる工夫を講じながら、元気の出る組織作りを進めています。

信頼される病院を目指して市民への情報発信

市民の皆さまに信頼され、安全・安心な医療を届けられることが、市立病院の使命であると認識しています。しかし、内科診療体制の縮小や経営悪化により、「必要な医療を受けられるのか」「市立病院自体がなくなるのではないか」といった不安を市民の皆さまに抱かせてしまったことは事実です。その信頼を回復するためにも、何に取り組む、何を目指しているのかを市民の皆さまに広く知っていただくよう情報発信に取り組むと同時に、皆様からのご意見をお聞きし、信頼される病院を目指します。

また、次の機会には、将来目指すべき地域医療のあり方として、私の描く「高度先進地域医療（造語）」という概念をご紹介しますと考えています。

ホームページをリニューアルしました

【主なりリニューアル内容】

- ・デザインを一新
- ・スマートフォンからも見やすい構成に対応
- ・目的の情報へのアクセスしやすい構成に改善
- ・掲載内容の充実 など

リニューアルに合わせて市立病院紹介動画を作成しました！



市立病院ホームページからご覧いただくか、右のQRコードを読み込んでください。



江別市病院事業管理者
はせべ なおゆき
長谷部 直幸 医師

「将来の地域医療のあり方として、「高度先進地域医療」を目指します。」

始まります！

税の申告受付

【詳細】

市民税課 ☎ 381-1012

▼確定申告・住民税申告 どんな人が必要になる？

■確定申告が必要な方

【給与収入のある方】

● 給与の収入金額が2千万円を超える方

● 給与を1か所から受けていて、給与、退職金以外の所得が20万円を超える方

● 例：給与を1か所から受けていて公的年金等による収入金額が80万円（令和5年1月1日時点で65歳以上の方は130万円）を超える方

● 2か所以上から給与を受けている方

● ※給与の収入金額の合計額によつては申告不要になる場合があります。

【寄附をした方】

● 定められた団体に2千円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方

● ※6か所以上の自治体に係る納税をした方

● ※5か所以内の自治体に係る納税し、ワンストップ特例制度を利用していない方

【公的年金収入のある方】

● 公的年金収入が合計400万円を超える方

● 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方

● ※公的年金収入が400万円

※1

確定申告が不要な方でも税金が還付される場合があります

● 各種控除を申告することで、納めすぎた所得税が還付される場合があります。所得税の還付を受ける方は札幌東税務署、または市民会館で申告してください。※所得税が還付されない場合でも住民税申告を行うことで住民税が減額される場合があります。

以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告不要ですが、各種控除申告をすることで所得税の還付を受ける方（※1）は確定申告が必要です。

■住民税申告が必要な方

● 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）

● 公的年金収入が合計400万円以下で、20万円以下の公的年金以外の所得がある方

● 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方

● 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

● ※札幌東税務署では住民税申告は受け付けていません

申告の義務がない方でも申告が必要となる場合があります

● 上記に該当せず、住民税（市・道民税）が非課税の方は申告の義務がありませんが、所得証明書などが必要な方は、市に課税資料がないことにより発行できない場合があります。申告をおすすめします。

● また、国民健康保険や後期高齢者医療制度などに加入されている方は、軽減判定や所得区分判定により必要となる場合があります（軽減が受けられない場合があります）。

- 国民健康保険
国保年金課 ☎ 381-1028
- 後期高齢者医療制度
医療助成課 ☎ 381-1403



▼ 申告会場や日程

	申告会場					
	市民会館 21 号室		大麻集会所 (市大麻出張所 2 階)		札幌東税務署 ※ 3 (札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 8 番 8 号) ☎ 897-6111	
日程	2/9 (木) ~ 3/15 (水) 閉庁日 (土・日・祝日) を除く ※ 1		2/6 (月) ~ 2/7 (火)		2/16 (木) ~ 3/15 (水) 閉庁日 (土・日・祝日) を除く 2/19 (日)、26 (日) は会場を開設します	
開場	8 : 45		8 : 45		8 : 30	
受付時間	9 : 00 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 16 : 00 3/15 (水) は 14 : 30 まで		9 : 30 ~ 11 : 30 13 : 00 ~ 15 : 45		9 : 00 ~ 16 : 00	
受付可能な申告の種類	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告	住民税申告	確定申告
	○	一部※ 2	○	×	×	○
事前予約	あり (下記のとおり)		なし		あり (国税庁 LINE 公式アカウントから 入場整理券の事前発行ができます)	

※ 1 混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります。また、確定申告は 3/15 (水) までです。16 (木) 以降は市役所で受け付けができませんので、札幌東税務署へご相談ください。

※ 2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます。

※ 3 入場整理券を配布します (事前発行をしていない場合は、当日に配布します)。混雑時は、後日に来場となる場合があります。詳細は、札幌東税務署にお問い合わせください。

【市民会館で受付できない確定申告】

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 配当収入 (株式など) 申告を行う方
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 土地や建物、株などを売り収入を得た方
- 退職金の申告を行う方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 災害・盗難などで一定額以上の被害にあった方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方

▼ WEB・電話の事前予約が便利 (市民会館のみ)

市民会館で受け付け予定の確定申告・住民税申告は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、一部事前予約制を導入して感染防止に配慮し実施します。予約なしでも申告できますが、予約者が優先になります。

● 留意点

- ・ 夫婦など複数人で申告する場合、1 人 1 枠ずつの予約が必要です
- ・ 医療費控除がある場合は事前に明細書を記載してください
- ・ 混雑状況によって予約した開始時刻より遅れる場合があります
- ・ 予約受付後に変更するときは受付期間内に連絡をお願いします
- ・ 予約時間までに来場されない場合はキャンセル扱いになります
- ・ 12 月から予約を開始しています。希望の日時に沿えない場合もありますので予約はお早めをお願いします

● 予約枠

期間中の 9:00 から 11:30 まで、13:00 から 16:00 までの間で 30 分単位。(土日祝日を除く)
※ 3/15 (水) のみ 14:30 まで

● 予約方法

WEB: 右下 QR コードの予約サイトから 24 時間受け付け
電話: 専用ダイヤルへ電話 (平日 8:45 ~ 17:15)
☎ 080-7685-8292 または ☎ 080-7686-0550

※ 電話予約は混み合うことが予想されます。つながりにくい場合は、時間をあけていただくか WEB 予約をご利用ください。

● 受付期間

WEB: 希望日の 5 日前まで 電話: 1/31 (火) まで



申告に必要なもの

□ マイナンバーカード

未取得の方は通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
※ 通知カードは記載事項 (氏名、住所など) に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限り有効
※ 通知カードが手元にない場合は住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるもの)

□ 申告者名義の預貯金の口座番号 (還付申告者のみ)

□ 令和 4 年 1 月 ~ 12 月の収入金額、経費などを証明できる書類 (源泉徴収票、領収書など)

□ 控除に関する書類

- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書 (国保税・介護保険料の口座振替済通知書は 1 月中旬頃発送予定)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書※領収書の提出では控除を受けられません。必ず来場前に作成してください。
- 寄附金の証明書

事前準備は済んでいますか

控除に関する手続き

医療費控除

令和4年1月～12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合）は所得の5%を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。※対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせを。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に作成してください。領収書の提出では受け付けできません。事前準備していない場合、会場で作成が必要なため時間がかかる場合があります。※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

【医療費は還付されません】

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することによって、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012

空き家の譲渡所得 特別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲って得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、江別市役所1階資産税課8番窓口で行っています。無料。※市民会館では申告を受け付けできません。札幌東税務署で申告してください。

【詳細】 資産税課 ☎ 381-1404

要介護・要支援認定を受けている方の障害者控除

基準日（令和4年12月31日時点）に、左記の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、江別市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。無料。

【要件】
● 65歳以上で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

【詳細】 介護保険課審査相談係 ☎ 381-1067

確定申告 よくある質問&A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告をされるため、税務署および電話相談窓口は大変混雑します。そのため、国税庁のホームページでは、確定申告時期に問い合わせの多い質問と一般的な回答、申告の際に誤りの多い事例を掲載していますので、申告の参考にしてください。



国税庁HPはこちら

札幌東税務署からのお知らせ

【詳細】 札幌東税務署 ☎ 897-6111

いつでもどこでもスマホ申告！

税務署では、来署せずに自宅などから申告手続きができる「スマホ申告」を推進しています。簡単便利な「スマホ申告」を、ぜひご利用ください。



マイナポータル連携による 申告書への自動入力対象が拡大！

令和4年分確定申告からは、新たに医療費通知情報（1年分）、公的年金などの源泉徴収票および国民年金保険料控除証明書もマイナポータル連携の対象となりました。自動入力の対象範囲は、今後も順次拡大予定です。なお、ご利用にはマイナンバーカードが必要です。



国税の納付はスマホでスマートに！

事前の手続きが不要で、いつでもどこでも納付ができる「スマホアプリ納付」を、ぜひご利用ください。



不動産収入を申告する際は 固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。

【詳細】 資産税課 ☎ 381-1404

年金から差し引かれている 介護保険料・後期高齢者医療保険料の記入にご注意を

「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載の保険料額は、積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額を記入してください。

【詳細】 医療助成課 ☎ 381-1403

上場株式等の配当所得および譲渡所得

所得税と異なる課税方法を選択し、市民税・道民税の申告不要制度を選択する場合、確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部申告不要欄」にチェックしていただければ、市民税・道民税の申告書の提出は必要ありません。一部のみ申告不要とする場合は、従来どおり市民税・道民税の申告書の提出が必要です。

【詳細】 市民税課 ☎ 381-1012

ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチン接種は強制ではありません。接種後に得られると期待される効果と、予想される副反応をよく考え、ワクチン接種をするかどうかを決定してください。



新型コロナワクチン 最新情報

※ 掲載内容は後から変更される場合があります

〔詳細〕 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎ 385-8910

集団接種会場について

1～3月は、青年センターの開設はありません。市民会館・大麻公民館で集団接種を実施しますので、予約のうえ、接種をお願いします。

乳幼児（生後6か月～4歳）の 接種券申請

乳幼児の新型コロナワクチン接種券を取得する場合は、接種券の発行申請が必要です。

申請方法は市ホームページをご確認ください。



ワクチンの予約 / お問い合わせ先

■ インターネット予約

市のホームページ（右のQRコード）から予約してください。
※ アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45～17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。(年末年始を除く)

■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

☎ 0120-306-154 (9:00～17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

オミクロン株対応ワクチン について

オミクロン株対応ワクチンは、これまでの接種回数やBA.1株対応、BA.4-5株対応などの種類に関わらず、1回のみ接種となります。

ノババックスワクチンの 取扱変更

11月8日以降に、3～5回目としてノババックスを接種する場合、これまでの接種回数に関わらず、1回のみ接種となります。

新型コロナウイルスワクチンの接種期間は、令和5年3月31日までです。令和5年4月1日以降の接種については、国から方針が示されていないため未定です。
年度末になると、必ずしも希望する日程、会場での接種ができない場合がありますので、接種を希望される方は、計画的に接種を完了するようにしてください。

新型コロナウイルスワクチン接種を希望する方は、お早めに

接種回数	接種間隔			
	ファイザー	モデルナ	ノババックス	小児ワクチン
1回目→2回目	3週間	4週間	3週間	3週間
2回目→3回目	3か月		6か月	5か月
3回目→4回目				
4回目→5回目				

※ 接種間隔は、前回接種したワクチンの種類ではなく、次に接種するワクチンの種類によって決定します。

例) 1～3回目をファイザーで接種後、4回目をノババックスで接種しようとする場合は、6か月間隔で接種します。

ふだんの生活にプラス1 ここにもあるある!

Part14

協働のまちづくり

より良い地域を目指して、そこに暮らす人々が協力して取り組む「協働のまちづくり」。わたしたちの身近で行われている取り組みを紹介します。〔詳細〕 市民生活課 ☎ 381-1124

楽しく学んで地域の情報化に貢献

活動のお問い合わせ：江別パソコン利用研究会 (EPOC) ☎ 090-1523-0057 (小池)
Eメール: koikemituko@outlook.jp HP: http://e-epoc.jp/wp/

「江別パソコン利用研究会 (EPOC)」では、パソコンの基本を学ぶ入門・初級部会やExcel・Word・PowerPointの使い方を習得する部会、ゲーム作りを体験するプログラミング部会、動画編集を学んでYouTubeチャンネルの作成を目指す部会や、インターネット活用の学習など、目的別にさまざまな部会に分かれて学習し、情報を活用する能力の向上を目指しています。

また、情報図書館で毎月開催されているパソコン教室のお手伝いをするなど、学習で得た成果を地域に還元し、地域社会の情報化に貢献する活動を続けています。



令和5年度 会計年度任用職員の募集

▶ 会計年度任用職員とは

業務繁忙期や職員に欠員が生じたときに、職員の補助などを行う1会計年度内を任期として採用される非常勤の公務員です。

▶ 任用期間

任用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。勤務実績などによって任期を更新する場合があります。

▶ 選考方法

各職種の選考方法は個別面接です。応募が多数の場合は、事前に書類選考を行うことがあります。

▶ 報酬など

各応募先の報酬額は令和4年度の単価です。各職種とも通勤手当、期末手当（賞与：年間1.56月～2.4月分）、時間外勤務手当などを規定により支給します（一部職種を除く）。詳細は各応募先にご確認ください。

▶ 申込書

応募の際に申込書の提出を必要としている職種があります。申込書は、市役所、市大麻出張所などに置いてあるほか、市ホームページでも入手できます。詳細は各応募先にご確認ください。

事務・業務補助員（30名程度募集）

場所：各庁舎 応募：1/6（金）～1/20（金）（必着）

【業務内容】 窓口対応、パソコンでの文書作成、集計作業などの補助業務 ※詳細は配属先ごとに定める

【勤務時間】 週30時間程度勤務

※配属先により土日勤務の可能性あり

【報酬】 月額116,593円～123,948円（職歴に応じて月額を決定）※期末手当（賞与：年間1.56月～2.4月分）、時間外勤務手当などは規定に応じて支給

【応募資格】 パソコンを使用して文書作成や表計算作業ができる高卒以上の方

【応募方法】 必要事項を記入した申込書と通常はがきを郵送

【応募先】 職員課（☎381-1007）〒067-8674 高砂町6

市民相談員（1名募集）

場所：本庁舎 市民相談所 締切：1/31（火）（当日消印有効）

【業務内容】 日常生活での悩みごとや困りごとの相談を受け、必要に応じて関係機関を紹介するなど、問題解決の助言を行う

【勤務時間】 週5日（30時間勤務）

【報酬】 月額116,593円～ ※期末手当は規定に応じて支給

【応募資格】 相談業務の経験があり、パソコンの基本操作ができる方

【応募方法】 履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したものを郵送または持参 ※資格がある方は、資格者証のコピーを添付

【応募先】 市民生活課（☎381-1018）〒067-8674 高砂町6

市史・行政資料担当専門員（1名募集）

場所：情報図書館 市史行政資料室 締切：1/20（金）（必着）

【業務内容】 市史関連資料の収集、整理、保存や情報の発信、問い合わせ対応、「えべつ」の歴史執筆、編さん作業

【勤務時間】 週30時間勤務

（火曜日～日曜日の8:45～17:15の間でシフト制）

【報酬】 月額116,593円～123,948円（職歴に応じて月額を決定）※期末手当は規定に応じて支給

【応募資格】 資格要件なし

【応募方法】 履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したもの）、江別市の歴史についての思いを400字詰め原稿用紙2枚程度にまとめたものを郵送または持参

【応募先】 市史行政資料担当（☎384-0202）

〒069-0815 野幌末広町7 江別市情報図書館内

図書館業務補助員（若干名募集）

場所：情報図書館または分館 締切：1/20（金）（必着）

【業務内容】 図書館資料の貸出、返却や配架、整理、図書館の利用者への資料案内、そのほか図書館の業務一般

【勤務時間】 週24時間勤務

（火曜日～日曜日の9:15～19:00の間でシフト制）

【報酬】 時給920円 ※期末手当は規定に応じて支給

【応募資格】 資格要件なし

【応募方法】 履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したものを郵送または持参

【応募先】 情報図書館（☎384-0202）〒069-0815 野幌末広町7

学校業務主事 施設・環境維持（若干名募集）

場所：市立小中学校 締切：1/20（金）（当日消印有効）

【業務内容】 校舎内外の環境整備（除雪機などの使用含む）、暖房設備などの運転・目視点検、教育委員会との連絡業務、学校行事の運営支援に関すること

【勤務時間】 週5日（週30時間勤務）

※始業終業は各学校により異なる

【報酬】 月額116,593円～123,948円

※期末手当は規定に応じて支給

【応募資格】 就業経験1年以上で普通自動車運転免許があり、高卒以上の方

【応募方法】 申込書（顔写真付き）を郵送または持参

【応募先】 教育部総務課施設係（☎381-1143）

〒067-0074 高砂町24-6

学校業務主事 印刷・来客対応（若干名募集）

場所：市立小中学校 締切：1/25（水）（当日消印有効）

【業務内容】 印刷業務、来客対応、電話対応、消耗品などの在庫管理、職員室・校長室・印刷室・トイレの清掃など

【勤務時間】 週5日（週20時間勤務）または週5日（週27時間勤務）

※始業終業は各学校により異なる

【報酬】 時給920円～953円

※期末手当は規定に応じて支給

【応募資格】 高卒以上で就業経験が1年以上ある方

【応募方法】 申込書（顔写真付き）を郵送または持参

【応募先】 教育部総務課総務係（☎381-1057）

〒067-0074 高砂町24-6

心の教室相談員（若干名募集）

場所：市立小中学校 締切：1/27（金）（当日消印有効）

- 【業務内容】児童の居場所づくりや悩み相談などを行い、安定した学校生活を送ることができるように支援する
- 【勤務時間】年35週、週2回、1日4時間程度勤務
※日数・時間数は各学校により異なる
- 【報酬】時給1,000円
- 【応募資格】資格要件なし（カウンセリング講座修了者や教員経験者など、相談業務経験がある方歓迎）
- 【応募方法】履歴書（顔写真を貼付したもの）に心の教室相談員に応募する旨を明記し、郵送または持参
- 【応募先】教育支援課（☎381-1409）〒067-0074 高砂町24-6

特別支援教育支援員（若干名募集）

場所：市立小中学校 締切：1/27（金）（当日消印有効）

- 【業務内容】①特別支援学級での児童生徒の生活介助
②通常学級での特別支援に関する教諭の補助
- 【勤務時間】週5日以内勤務（週29時間以内）
※勤務時間は各学校により異なる
- 【報酬】時給987円（2年目1,022円、3年目1,085円、4年目1,123円）※週の勤務時間数により期末手当支給あり
- 【応募資格】①介護職員初任者研修、介護職員実務研修の修了者、介護福祉士、教諭免許（種類不問）または保育士資格を有し、就労経験3年以上
②教諭免許（種類不問）を有し、就労経験3年以上
- 【応募方法】申込書を郵送または持参
- 【応募先】教育支援課（☎381-1409）〒067-0074 高砂町24-6

心理士（1名募集）

場所：子ども発達支援センター 締切：3/3（金）（当日消印有効）

- 【業務内容】児童の発達相談・発達検査、障がい児支援利用計画の作成補助
- 【勤務時間】週1～4日勤務 ※勤務日数は応相談
- 【報酬】時給1,085円～1,198円
※職歴などに応じて報酬額を決定
- 【応募資格】臨床心理士または公認心理師の資格、普通自動車運転免許を有し、パソコンの基本操作ができる方
- 【応募方法】履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したものに資格証の写しを添付し、郵送または持参
- 【応募先】子ども発達支援センター（☎384-3003）
〒069-0811 錦町14-87 総合社会福祉センター内

障がい児の相談支援専門員（1名募集）

場所：子ども発達支援センター 締切：3/3（金）（当日消印有効）

- 【業務内容】障がい児支援利用計画の作成、障がい児の相談業務全般
- 【勤務時間】週4日（週30時間勤務）
- 【報酬】月額163,587円 ※期末手当は規定に応じて支給
- 【応募資格】相談支援専門員の資格、普通自動車運転免許を有し、パソコンの基本操作ができる方
- 【応募方法】履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したものに資格証の写しを添付し、郵送または持参
- 【応募先】子ども発達支援センター（☎384-3003）
〒069-0811 錦町14-87 総合社会福祉センター内

学校給食調理補助員（若干名募集）

場所：センター調理場（元野幌） 締切：1/20（金）（必着）

- 【業務内容】学校給食調理補助業務
- 【勤務時間】8:00～16:00（月15～16日程度勤務）
- 【報酬】日給6,440円
※期末手当は規定に応じて支給、作業衣貸与あり
- 【応募資格】資格要件なし（経験不問）
- 【応募方法】履歴書（顔写真を貼付したもの）に希望職種を明記し、郵送または持参
※申込前に給食センター業務係へ問い合わせ必須
- 【応募先】給食センター業務係（☎887-8992 または ☎382-5188）
〒069-0805 元野幌741-2

学校給食配膳員・代替配膳員（若干名募集）

場所：市立小中学校 締切：1/20（金）（必着）

- 【業務内容】①学校給食配膳員：学校給食配膳業務
②学校給食代替配膳員：学校給食配膳員が休暇を取った際に勤務
- 【勤務時間】10:25～14:30（月～金）※各学校により異なる
- 【報酬】①日給2,300円～2,990円 ②時給920円
※作業衣貸与あり
- 【応募資格】資格要件なし（経験不問）
- 【応募方法】履歴書（顔写真を貼付したもの）に希望職種を明記し、郵送または持参
※申込前に給食センター業務係へ問い合わせ必須
- 【応募先】給食センター業務係（☎887-8992 または ☎382-5188）
〒069-0805 元野幌741-2

生活保護医療扶助レセプト点検員（1名募集）

場所：本庁舎 応募：1/6（金）～1/20（金）（必着）

- 【業務内容】生活保護制度における医療扶助のレセプト点検および医療扶助事務の補助など
- 【勤務時間】週30時間勤務
- 【報酬】月額116,593～128,438円 ※職歴（レセプト点検業務の経験等）などに応じて報酬額を決定
- 【応募資格】診療報酬請求事務能力認定試験、医療事務技能審査試験、医療事務管理士技能認定試験 医科および歯科、レセプト点検業務技能検定試験、医事コンピューター技能検定試験 2級以上のいずれかを有し、職種問わず就業経験が3年以上ある高卒以上の方
- 【応募方法】履歴書（3カ月以内に撮影した顔写真を貼付したものに資格証の写しを添付し、郵送または持参
- 【応募先】保護課（☎381-1029）〒067-8674 高砂町6

子ども家庭支援員（2名募集）

場所：本庁舎 締切：2/10（金）（当日消印有効）

- 【業務内容】児童（0～18歳未満）に関する悩みを抱えている保護者などからの相談対応や電話、面接、家庭訪問のほか、必要に応じて関係機関との連携対応など
- 【勤務時間】週4日（週30時間勤務）
- 【報酬】月額155,767円 ※期末手当は規定に応じて支給
- 【応募資格】社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師いずれかの資格と3年以上の就労経験を有し、普通自動車運転免許を持つ方
- 【応募方法】履歴書（顔写真を貼付し、応募職種を明記したものと資格証の写しを郵送または持参
- 【応募先】子育て支援課子ども家庭総合支援担当（☎381-1236）
〒067-8674 高砂町6